

# ●一般財団法人さっぽろ水道サービス協会 資産運用規程

(平成16年3月26日 理事会決定)

改正 平成17年3月25日、平成19年3月30日、平成20年3月31日、平成24年3月27日、

令和元年6月4日、令和6年3月7日

題名改正 令和元年6月4日

(目的)

**第1条** この規程は、一般財団法人さっぽろ水道サービス協会の資産の運用方針及び運用手続等について定め、もって資産の適正かつ効率的な運用に資することを目的とする。

(資産の区分)

**第2条** 運用の対象とする資産の区分は、次のとおりとする。

- (1) 基本財産
- (2) 運用財産

(資産運用責任者)

**第3条** 資産の運用責任者は、理事長とする。

2 総務部長は、理事長の命を受けて資産運用の事務を行う。

(基本方針)

**第4条** 基本財産は、元本が安全、確実に回収できる方法により運用する。

2 運用財産は、元本が回収できる確実性が高く、かつ可能な限り高い運用益が得られる方法により運用する。

(運用対象)

**第5条** 運用の対象は、資産の区分に応じてそれぞれ次のとおりとする。

- (1) 基本財産

- ア 郵便貯金
- イ 金融機関等への円建預金
- ウ 元本保証の金銭の信託
- エ 日本国国債
- オ 地方債
- カ 政府保証債

- (2) 運用財産

- ア 郵便貯金
- イ 金融機関等への円建預金
- ウ 元本保証の金銭の信託

- エ 日本国国債
- オ 地方債
- カ 政府保証債
- キ 公社債投資信託

- 2 理事長は、前項の規定にかかわらず、安全性、確実性、運用益等を勘案してより適正な商品と認められるものがあるときは、前項に掲げる運用対象以外の商品に運用することができる。
- 3 基本財産及び運用財産については、その合計額が1千万円を超える金額について、同一の金融機関等に預入してはならない。ただし、決済用預金については、この限りではない。

(運用手続)

**第6条** 総務部長は、資産の運用に当たっては、運用担当者を置き関係商品の調査、研究をさせるものとする。

- 2 運用にかかる商品が満期になり、引続き同種の商品で運用を行う場合にも、前項の規定に準じて事務処理を行わなければならない。
- 3 運用にかかる商品について、満期に至るまで継続することができない特別な事情が発生したときには、運用担当者は速やかに総務部長と協議をし、適切な処置を講じなければならない。

(調査及び報告)

**第7条** 運用担当者は、取引金融機関などについて、常にその業況・格付け等を調査、把握し運用の安全確保に努めるものとする。

- 2 運用担当者は、毎月末時点における運用状況等について、理事長へ報告するものとする。

(補則)

**第8条** この規程に定めるもののほか、資産の運用に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

- 1 この規程は、令和元年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の題名を「一般財団法人札幌市水道サービス協会資産運用規程」から「一般財団法人さっぽろ水道サービス協会資産運用規程」に改める。

**附 則**

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。